



仙台大志高校だより

仙台大志高校校章
「雄団の翼」

(生徒一人ひとりが、自らの理想を模索し、逞しく生き抜く力と高めあう人間関係に励まされ、
それぞれの目標に向かって蒼天高く飛び立ってほしいという願いが込められています。)

夏季特別号 R3.7.1 発行
担当 I 部教頭 山田 武

学習上の諸注意～履修・単位修得・卒業まで

前期中間考査が終わり、成績通知の時期です。本校の単位の履修、修得、卒業についてご確認ください。

- 1 単位の履修について **※履修とは、一定時間授業に参加して学習すること**とお考えください。
 - (1) 授業 1 単位 (45 分) について、**5分を超えた遅刻、早退、途中退室があった場合は、欠課**となります。
(例) 授業の最初だけ出席し、開始 20 分過ぎに退出して 5 分を超えて戻らなかつた場合は欠課。
 - (2) 欠課時数が 1 単位につき 9 時間以内の場合に履修が認定されます。
(例) 1 単位科目 ⇒ 10 時間欠課で不認定、2 単位科目 ⇒ 19 時間欠課で不認定
3 単位科目 ⇒ 28 時間欠課で不認定、4 単位科目 ⇒ 37 時間欠課で不認定
 - (3) **欠時超過者への補充指導は行いません**。計画的に履修してください。
- 2 考査について
 - (1) 考査も履修期間に行われ、休めば欠課が増えます。
 - (2) **正当な事由無く考査を欠席した場合は、考査素点は0点**となります。
- 3 単位の修得について
 - (1) 成績は総合的に評価され、評定は 5 (80 点以上), 4 (79~70 点), 3 (69~50 点), 2 (49~40 点), **1 (40 点未満)** となっています。**評定 1 は単位の修得が認められません**。
 - (2) **成績不振者への再指導等は行いません**。今回 40 点に満たなかつた科目は、期末や学年末の単位認定時に挽回できるよう補っておいてください。
 - (3) 技能審査（英検等の規定の級合格によるもの等）による増加単位認定は、既に本校で履修、修得した科目が対象です。未履修、未修得の科目的代替ではありません。
 - (4) 高認科目合格による単位認定は、本校で未履修の科目についてのみ行われます。既に修得した科目の単位に加えて認定するわけではありません。
- 4 卒業・在籍年限について
 - (1) 卒業は、3 年以上在籍、**必履修科目をすべて履修、74 単位以上修得**、特別活動の成果が満足できる場合に認められます。授業料は完納していかなければなりません。
 - (2) 在籍年限は 6 年ですが、**連続する 2 年間で 19 単位以上を修得しない場合は、次年度以降の在籍を認めません**（4 年次以上除く）。19 単位には、技能審査や高認合格による単位認定分は含めることができません。

<学習評価が困難な状況>

各期の実授業時数のうち、「コロナ感染不安による出席停止扱い」とされた時数が 2/3 以上となつた科目は『評価保留』となります。前期中間で評価保留となつた科目は、前期期末の学習評価に前期中間の学習状況を加味して前期評価を決定します。**前期（半期）科目において、前期中間・期末いずれも評価保留となつた場合は単位未修得**となります。

実授業時数（例 16 時間だった場合）	1 6	1 6
コロナ感染不安による出席停止扱い (授業に参加していない時数)	1 0 (2/3 未満)	1 1 (2/3 以上)
学習評価の有無	評価あり	評価保留

R3 夏休みの過ごし方

7月22日（木）から8月18日（水）まで、夏休みに入ります。長期の休みを上手に活用し、身体を休め、リフレッシュを図るとともに、健康に気をつけながら生活し、休み明けの授業に備えてください。また、引き続き、感染予防に努めると共に、自転車の安全運転やSNSの適切な使い方等に注意し、自分はもちろん、他人の安全にも十分配慮した生活を送りましょう。以下、下線部は特に注意をしてください。

1 生活の充実について

- (1) 毎日計画的で規則正しい生活をする。
- (2) 休業中でも主体的に学習に取り組み、特に不得意科目の克服に努める。
- (3) 休業中を利用し、病気の治療や健康の維持増進に努める。

2 事故の防止について

(1) 改正道路交通法

- ①交通ルールを守り、交通違反を起こしたり交通事故に巻き込まれないように心がけるとともに、皆さんが加害者にならないよう充分注意すること。
- ②特に自転車については運転中の傘差しやイヤホンの使用、携帯電話の通話又は操作の禁止。これらは改正道路交通法で危険行為として指導の対象となります。また、安全のためヘルメットの着用に努めること。
- ③暴走行為や暴走族と疑われる行為及び見物などに関わる行為は絶対にしないこと。
- ④交通事故や交通違反があった場合は、すぐに学校に連絡すること。

(2) 水難事故

- ①遊泳（河川・湖沼等や禁止区域での遊泳は厳禁）や釣り等での事故に気をつける。

(3) 外出等について

- ①高校生が立ち入るべきではない場所（酒類を扱う飲食店やパチンコなどの遊戯施設）には近づかないこと。
- ②危険予測、危機回避を心がけ、事件事故・不審者に遭遇したらすぐ「110番通報」すること。
- ③外泊は慎み、無断外泊は絶対にしない。夜間徘徊は補導の対象となるだけでなく、事故・トラブルに巻き込まれる可能性が高いので絶対にしないこと。
- ④例年この時期は、変質者が出没したり、不審車両が増加するため、特に女子生徒は夜間の一人歩きはしないこと。

3 その他

- (1) 盛り場徘徊、夜間外出、無断外泊、家出、不健全娯楽場への出入り、性の逸脱行為 等は絶対にしないこと。
- (2) 窃盗（万引きや自転車盗、バイク盗）、占有離脱物横領、飲酒、喫煙、薬物の乱用は犯罪行為である。絶対にしない・関わらないように気をつけること。
- (3) ライン・ツイッター等による誹謗・中傷等は犯罪行為である。また、有害情報の閲覧、出会い系サイト等への接続、SNSへの不適切な書き込みや不適切な画像・動画の掲載はしないこと。

！夏休み明けの授業開始は、8月19日（木）です！

<緊急時の連絡先> 仙台大志高校 TEL 257-0986

仙台市宮城野区五輪1丁目4番10号 FAX 298-8248

〒983-0842 E-mail taishi@sendai-c.ed.jp